

法学部定期試験における六法持込みについて

【ご意見・ご要望】（投稿日：2020年6月5日）

法学部定期試験における六法持込みについてお聞きします。

法学部定期試験では、通常ならば試験用六法を貸与されますが、今学期においては新型コロナウイルス感染防止のため、貸与はなく、学生が自分の六法を持ち込むことになりました。

それはいいのですが、文字の書き込みがある六法は持込み不可となっています。

しかし、学生は授業や自学習のなかで、教科書に書き込みをするのと同様に六法にも書き込みをします。

貸与のない状態で書き込みのある六法の持込みが禁止されると、六法無しで試験を受けるか、新たに六法を買わなければなりません。

六法無しで試験を受けることはかなり難しく、かといって新たに六法を購入することは、金銭的にも、外出の自粛が求められる今の状況的にも、学生に大きな負担を強いるものだと思います。

そこで、アルコール消毒等の措置をとって従来通り試験用六法を貸与する、書込みを大目に見る（試験科目に関係のない書込みは持込み許可など）、試験に関係のある条文を印刷して配布、あるいは問題に記載する、新たに六法を購入する必要がある学生に対して金銭的支援を行うなどの措置をとっていただきたいです。

ご検討のほどよろしくお願いいたします。

【回答】（回答日：2020年6月12日）

（回答者：法学部）

今学期の期末試験については、新型コロナウイルス感染症の感染予防及び拡大防止の観点から、六法貸与に代えて、学生に市販の六法の持参を許可することとしました。既に使用中であることを考慮してマーカー・傍線等は許容しますが、文字の書き込みは、不正行為につながるおそれが高いため、一切禁じることにしています。

六法を新たに購入する必要が生じた学生の皆さんには申し訳ありませんが、京都大学ホームページで発表されているとおり、家計急変やアルバイト収入の大幅な減少などにより修学に支障をきたすおそれのある本学学生に対して「緊急学生支援プラン」が実施されますので、必要に応じて申請ください。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/events_news/office/kyoiku-suishin-gakusei-shien/gakusei/news/2020/200519_2.html/